

宮崎県障がい者雇用促進協議会設置要綱

平成 19 年 2 月 13 日
宮崎県福祉保健部障害福祉課

（目的）

第 1 条 障がい者の雇用促進を図るため、行政、企業、障がい者就労支援機関、障がい者福祉施設、学校及び障がい者団体等の関係機関が連携し、障がい者の雇用促進のための施策等について検討するとともに、その着実な推進を図ることを目的に、宮崎県障がい者雇用促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者の雇用に関する関係機関の取組みや課題等の共有。
- (2) 障がい者の雇用促進のための施策・事業についての検討。
- (3) (2)で検討した施策・事業の着実な推進。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 協議会には、必要に応じ、部会を設けることができる。

（会議）

第 4 条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、宮崎県福祉保健部障害福祉課長が招集する。

- 2 会議には、必要に応じ、実務担当者も出席することができる。

（庶務）

第 5 条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部障害福祉課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

（順不同）

	分野	所属団体	役職
1	労働	宮崎県経営者協会	専務理事
2		一般社団法人宮崎県工業会	専務理事
3		宮崎県中小企業団体中央会	専務理事
4		宮崎県商工会議所連合会	専務理事
5		宮崎県商工会連合会	専務理事
6		日本労働組合総連合会宮崎県連合会	事務局長
7		宮崎県中小企業家同友会	理事
8		宮崎障害者職業センター	所長
9		宮崎高齢・障害者雇用支援センター	センター長
10		みやざき障害者就業・生活支援センター	所長
11	福祉	宮崎県社会就労センター協議会	会長
12		宮崎県中央発達障害者支援センター	センター長
13	医療	社団法人宮崎県精神科病院協会	理事
14	教育	宮崎県立特別支援学校校長会	会長
15		宮崎県立特別支援学校PTA連絡協議会	会長
16	障がい者団体	一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会	会長
17		一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会	会長
18		特定非営利活動法人宮崎県精神福祉連合会	理事長
19	行政	宮崎労働局職業対策課	課長
20		宮崎公共職業安定所	所長
21		宮崎県教育委員会特別支援教育室	室長
22		宮崎県障害福祉課	課長